

ふじみ野市国民健康保険被保険者の皆様へ 産前産後期間相当分（4か月分）の 国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 出産予定または出産された国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
届け出がない場合、出産の事実など調査させていただきます。必要な事項が確認できれば職権で軽減することはできますが、確認ができない場合は軽減がされないため、忘れずに届け出てください。

国民健康保険税の軽減期間

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から月割りし（月額）、**出産予定月（又は出産月）の前月から4か月分が軽減されます。**



※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から軽減されます。保険税の賦課限度額（上限額）に達している場合など産前産後期間の保険税額が0円にならない場合もあります。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月分が軽減されます。

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分（1か月分）の保険税が軽減されます。**令和6年1月より前の期間は軽減の対象とはなりません。**

届け出に必要な書類

- ① 届出書（受付窓口を設置してあるほか、ホームページにも掲載しています。）
- ② 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きのもの。）
（注意）スマートフォンに搭載されたマイナンバーカードによる本人確認には対応していません。
- ③ 母子健康手帳など※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

受付窓口

ふじみ野市市民生活部保険・年金課 / 大井総合支所市民総合窓口課

お問合せ先

ふじみ野市市民生活部保険・年金課保険税係 電話 049-262-9039